

令和 7 年第 1 回京丹波町議会臨時会

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）

開 会 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 4 7 号 令和 7 年度 小学校体育館大風量一体型スポットエアコン購入契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1 番 山 崎 裕 二 君

2 番 山 崎 眞 宏 君

3 番 畠 中 清 司 君

4 番 伊 藤 康 二 君

5 番 居 谷 知 範 君

6 番 西 山 芳 明 君

7 番 隅 山 卓 夫 君

8 番 谷 口 勝 巳 君

9 番 山 田 均 君

10 番 東 まさ子 君

11 番 松 村 英 樹 君

1 2 番 森 田 幸 子 君

1 3 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町 長	畠 中 源 一 君
副 町 長	山 森 英 二 君
総 務 部 長	松 山 征 義 君
健康福祉部長	中 川 豊 君
産業建設部長	栗 林 英 治 君
企画情報課長	堀 友 輔 君
総 務 課 長	田 中 晋 雄 君
財 政 課 長	山 内 明 宏 君
デジタル政策課長	田 畑 昭 彦 君
税 務 課 長	小 山 潤 君
住 民 課 長	大 西 義 弘 君
福祉支援課長	原 澤 洋 君
健康推進課長	宇 野 浩 史 君
子育て支援課長	保 田 利 和 君
医療政策課長	中 野 竜 二 君
農林振興課長	山 内 敏 史 君
商工観光課長	片 山 健 君
土木建築課長	小 松 聖 人 君
上下水道課長	村 田 弘 之 君
会計管理者	谷 口 玲 子 君
瑞穂支所長	豊 嶋 浩 史 君
和知支所長	山 内 善 史 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	岡 本 明 美 君
学校教育課長	四 方 妃佐子 君

社 会 教 育 課 長 西 山 直 人 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	樹 山 敬 子
書 記	山 本 美 子
書 記	松 谷 洋 二

開議 午前 9 時 0 0 分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

早朝から傍聴大変ご苦労さまです。

本日の会議は、健康管理のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 1 回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第 1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、1 番議員・山崎裕二君、2 番議員・山崎眞宏君を指名いたします。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いをいたします。

《日程第 2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決しました。

《日程第 3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されております案件は承認第 2 号ほか 2 件です。

提案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

4 月 8 日、議会運営委員会が開催されました。

4 月 22 日、交通網対策等特別委員会が開催され、地域公共交通の現場踏査が実施されました。

4 月 25 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営等について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われました。

4月1日、4日、8日、9日、18日、24日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより第88号発行に向け、編集会議が行われました。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第6 議案第47号 令和7年度 小学校体育館大風量一体型スポットエアコン購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、議案第47号 令和7年度 小学校体育館大風量一体型スポットエアコン購入契約についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和7年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、京丹波町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

軽自動車税種別割の標準税率の見直しなど、地方税法等において改正された内容に基づき必要な整理を行うものです。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険税の賦課限度額において、後期高齢者支援金等課税額を24万円から26万円に引き上げるなど、必要な整理を行うものです。

議案第４７号 令和７年度 小学校体育館大風量一体型スポットエアコン購入契約につきましては、町立小学校の体育館の空調として冷暖房に対応したスポットエアコン５台を株式会社猪田テクノスから９３９万４，０００円で購入しようとするものであります。各校１台の設置を予定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。説明は、日程順にお願いいたします。

小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 承認第２号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、施行期日を令和７年４月１日とする必要のある内容について専決処分として措置させていただきました。

それでは、町税条例の改正内容につきまして、その概要をお手元に配付しております資料によりご説明を申し上げます。

１、軽自動車税種別割の標準税率改正概要につきまして、①第８２条（種別割の税率）及び第８９条（種別割の減免）の表をご覧ください。

これまで総排気量により区分され、現行の５０ｃｃバイク（原付）について、令和７年１１月の排ガス規制への適用が困難であることから、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、第１種原動機付自転車に新たな区分を追加し、あわせて、減免申請書の記載事項に係る規定の整理を行うものであります。

次に、②第９０条（身体障害者等に対する種別割の減免）につきまして、令和７年３月２４日より、マイナンバーカードを運転免許証とする、いわゆるマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い、身体障害者等に対する減免申請において、運転免許証の提示義務に係る規定の整備を行い、項ずれの整理を行うものであります。

次に、２、附則の改正概要につきまして、①附則第１０条の２（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）につきましては、法律の改正に伴い、項ずれの整理を行うものであります。

次に、②附則第１０条の３（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）につきましては、大規模修繕を行ったマンションに係る減額措置

について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減免措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から申告書の提出がない場合でも減免措置を適用できることとする規定を新設し、項ずれの整理を行うものであります。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い専決処分を行ったものでございます。

改正内容は、保険税の課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

具体的には、2枚めくっていただきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。まず、第2条関係でございます。

第2項で、医療給付費分の基礎課税額に係るただし書で規定する課税限度額を65万円から66万円に、同じく第3項では、後期高齢者支援金分の課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、当初予算算定時の状況からの試算となりますが、限度額の引上げに伴い、医療給付費分の限度額を超える世帯は17世帯から16世帯になり、保険税の影響額は約15万4,000円を見込んでおります。また、後期高齢者支援金分の限度額を超える世帯は6世帯から3世帯に、保険税の影響額は約13万5,000円を見込んでおります。

次に、第23条第1項の66万円及び26万円につきましては、先ほど申し上げました課税限度額の引上げに関連するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2号でございますが、5割軽減の判定所得におきまして、被保険者数等に乗じる金額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げるもの。

第3号では、2割軽減の判定所得の算定において、被保険者数等に乗じる金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

なお、これも当初予算算定時の状況からの試算となりますが、この改正によりまして、5割軽減世帯は14世帯23人の増加、軽減額は約55万8,000円となり、2割軽減世帯

につきましては5世帯5人の減少となり、軽減額は約2万3,000円の減少を見込んでおります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 議案第47号 令和7年度 小学校体育館大風量一体型スポットエアコン購入契約につきまして、補足説明を申し上げます。

昨年、令和6年度に、町立中学校の体育館に熱中症対策として設置しました大風量一体型スポットエアコンを、今年度においては町立5小学校の体育館の空調として各校1台、計5台を整備するものであります。子どもたちが安心安全な学校生活を送ることができるよう、各種体育の授業や全校集会等において快適な環境での学びを推進するため、株式会社猪田テクノスから939万4,000円で購入するものです。

説明資料として、購入します機器の概要、参考写真、入札結果表を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、議案第47号についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 2点についてお尋ねします。

1点は、原動機付自転車の関係でございますが、今回、新たに第1種原付ということで項目が追加されるということなんですけども、これまでは原動機付自転車の扱いはどうなっておったのかお尋ねをしたいと思います。あわせて、該当する台数は何台を見込んでおるのか伺っておきたいと思います。

もう1点は、特定マンションの関係でございますが、本町ではこれに該当するようなマンションというのはあるのかどうか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） まず、現行のバイクの関係でございますけども、これまでは第1種原付自転車というのは、排気量が50cc以下のもののみと規定されておりました。今回、新たに道路運送車両法の関係で、50cc以下のものに対して排ガス規制等が今後対応でき

ないということで、新たにこの区分を設けられまして、125cc以下のバイク、今現行つくっておりますけども、そのバイクをシステム的に出力を抑えたものというのが今回新たに追加になりまして、こちらのほうが今後製造されていく。今まであった50ccというのは製造がされなくなるという考えでございます

どのぐらい見込まれるかということでございますが、これから型式認証を取られて、11月以降、製造されて納品されていくんだと思うんですけども、本町につきましては、新規登録というのがそんなに多くございませんので、見込みとしてはどのぐらいかはまだ検討ができておりません。

次に、2点目のマンションの関係でございますけども、本町には個人区分を所有しているマンション等はございません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきます。

第90条の減免の関係なんですけども、これまで減免というのは何件か申請があったのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 毎年ですけども、約200件前後が対象となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 軽自動車税の種別割に関して、電動キックボードがこの原動機付自転車に該当するかどうかと思うんですが、どういう扱いにこの新しい基準ではなるのか。そして、電動キックボードの登録台数が分かっていたら、併せてお願いします。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 昨年度よりキックボードが対象になったと思うんですけども、こちらのほうは今回の原付の部分については対象外でございますので、これまでどおり特定原付という形になっております。

本町で対象となっておりますのは、恐らく2台だったと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第２号を採決します。

承認第２号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第２号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第３号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○１０番（東まさ子君） ただいま課長のほうから詳しく説明いただいたわけではありますが、
７割・５割・２割の法定減免がありますが、加入者のうち、どのぐらいの割合になっているか、分かっておりましたらお願いします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） あくまで当初予算時の試算でございますので、ご了解をいただきたいと思います。

まず、７割軽減でございますけども７６８人、５割軽減が６１５人、２割軽減が３６０人ということで試算をさせていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○１０番（東まさ子君） 今、人数でおっしゃっていただきましたけれども、率で分かりましたらお願いします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 申し訳ございません。率では出しておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 第23条第1項の5割軽減の拡大、2割軽減の拡大に関わって、この条文の改正を読めばそのとおりなんですが、最初にもらってます提出議案の概要で、改正前も改正後も、5割軽減、2割軽減も同じなんですが、括弧閉じが1つ少ないんじゃないかなと思うんですけど、この括弧閉じはどこに第23条第1項を読み解けば入るのか、ちょっと確認をさせてください。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時26分

○議長（梅原好範君） 再開します。

大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 事前の資料ということで理解をさせていただいております。括弧が1つ確かにここの部分で抜けておりまして、世帯所属者数の後に括弧をお願いしたいと思います。資料ということでよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、承認第3号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対の討論を行います。

今回承認を求めている国保税条例の改正は、1つに、国の制度改正により、低所得世帯の国保税負担軽減の所得基準の見直しであります。均等割、平等割の5割・2割軽減制度について、軽減判定所得の所得基準額を引き上げ、対象を拡大するものであります。これにより、5割軽減、そして、2割軽減については負担の軽減につながるものであり、賛成し評価するものであります。

一方、国保税の賦課限度額の引上げを実施するとしています。今回、医療給付費分が年額65万円から66万円、前年度比1万円引上げに、後期高齢者支援金等分が24万円から2

6 万円に、2 万円引上げしようとするものであります。

この改正によって、医療給付費分が 6 6 万円、後期高齢者支援金等分が 2 6 万円、介護納付金分が 1 7 万円になり、課税限度額は 1 0 6 万円から 1 0 9 万円になります。

国保税では、加入世帯や加入者 1 人あたりに課税される平等割や均等割があります。そのために、家族が多い世帯、中間所得層にも重い税負担を課すことにつながる最高限度額の引上げとなります。

国民健康保険は、無収入、低所得者、7 4 歳までの高齢者の加入で、財政上、大変厳しい運営となります。

厚生労働省は、賦課限度額の引上げを、高額所得者に応分の負担をお願いすることで中間所得者層の負担を少しでも軽減するためと説明をしておりますが、国保加入者の負担を軽減するためには公費負担を増やし、国保の構造問題を解決すべきと考えます。法定減免の対象拡大があるとはいえ、このような国保税の負担上限の引上げには反対であります。

よって、承認第 3 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対いたします。

以上、討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第 3 号を採決します。

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、承認第 3 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 4 7 号 令和 7 年度 小学校体育館大風量一体型スポットエアコン購入契約についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1 番（山崎裕二君） 3 点お聞きします。

昨年度、3中学校の体育館向けのスポットエアコンの入札は1台ずつでありました。今回、中学校と同時期の納入期限で6月末日となっておりますが、5台一括の入札をした理由について、まず1点。

2点目です。同じく、3中学校の体育館向けのスポットエアコン、ビッグファン、その他は、1施設当たり305万3,600円の落札でありました。それに対しまして、今回の5小学校の体育館向けのスポットエアコン、その他は、1施設当たり187万8,800円になります。機器メーカーが異なるということですが、それ以外で1施設当たりの中学校と比べた場合の台数、附帯工事の内容、併用機器その他、今言ったように中学校設置分と異なる点についてお示してください。

また、200ボルトの電源も必要と察しますが、1体育館当たり何か所の工事を行う予定になっていませんか。その点についても答弁をお願いします。

3点目、5小学校の体育館に既に導入済みの気化式冷風機があるかと思うんですが、今後どのように活用していくのかについて答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） まず、1点目です。令和6年度は、各中学校に2台ずつ機器を設置しております。その際、納入場所が異なるため、学校ごとに予算計上いたしまして、それぞれで契約をいたしました。結果、各中学校、同一業者で同額での購入となっております。令和6年度の実態を踏まえまして、令和7年度は、同一業者と一体的に購入契約を行い、導入することを想定し、教育委員会予算で一括計上を行いました。

2点目です。中学校には2台を導入いたしましたが、今回、小学校には1台ずつの導入となり、よりスペックを上げることで機能向上に配慮したものとなります。同等品以上の機能を有するものを選択しております。

附帯工事、併用機器はございませんが、各体育館には200ボルト電源の工事を1か所ずつ予定しております。

3点目です。昨年度、各小学校に設置しました気化式冷風機5台の今後の用途につきましては、今回導入しますスポットエアコンと併用での利用により、より効果を高めての使用や、また、移動可能であることから特別教室などでの利用を予定しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

伊藤君。

○4番（伊藤康二君） このスポットエアコンですけども、基本料金が使用してないときも多

分発生すると思いますが、１年間でどれぐらい１校でかかるものなのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 電気料金としましては、令和５年度と令和６年度の中学校における電気料金、６月から１０月分の５か月平均を比較してみました。蒲生野中学校では５万１，０００円、瑞穂中学校では４万円、和知中学校では２万２，０００円の増加でありましたが、スポットエアコンによるものであるかは不明でありまして、また、エネルギー価格の高騰もあり、各校使用頻度も違いますので、比較が困難な状況であります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○４番（伊藤康二君） 使用してなくても基本料金はかかってくるはずですよ。それが幾らぐらいになるかという質問です。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） すみません。そこまでの資料を持ち合わせておりませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○１番（山崎裕二君） 恐らく伊藤議員の質問はこうだと思うんですけど、契約アンペア数に変更はあるのかどうかということをお示してください。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 契約の変更はございますが、基本料金まで、手元に持ち合わせておりません。ご容赦ください。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○９番（山田 均君） 私も１点お伺いしたいんですが、今回導入するスポットエアコンなんですが、これを導入して動かすことによって、夏場でしたらどれぐらい体育館の温度というのは調整できるのか。冬場でしたらどれぐらいの温度に保てるのか。その点について伺っておきたいと思います。中学校の場合は２台ということですけど、今回は１台ということで、若干差があるかもしれませんが、分かればお尋ねします。

○議長（梅原好範君） 岡本教育次長。

○教育次長（岡本明美君） あくまでも商品の資料からの算出でございますが、室温に対して冷房時でマイナス１３度、暖房時でプラス１０度ということで結果が出ております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

畠中君。

○3番（畠中清司君） スポットエアコンの安全性です。このまま体育館に設置すれば、カバーなどをつけていかないと、児童の安全がどのように確保されていくのかなと思いますので、安全面について伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 中学校には導入してます防球ネットというものがございます。球技による破損や安全面に配慮することを目的として設置しております。小学校につきましては、今後の使用状況等を加味しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

議案第47号 令和7年度 小学校体育館大風量一体型スポットエアコン購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和7年第1回京丹波町議会臨時会を、これをもって閉会いたします。

本日は、大変お疲れさまでした。

午前 9時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 山崎 裕二

〃 署名議員 山崎 眞宏